

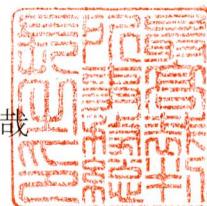
最高裁秘書第2316号

令和4年7月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 敦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所の女性職員には一切、宿直を担当させない理由が書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

1月12日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第10号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）